

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行概要

令和2年8月24日
関東地方整備局企画部
技術管理課
情報通信技術課
施工企画課

1. 試行対象工事

本試行にあたっては、下記（１）～（３）に該当する場合、試行対象工事とする。
ただし、本通知においては、港湾空港関係及び営繕工事は対象外とする。

（１）適用範囲

- ・入札書提出期限が平成31年4月1日以降となる工事。
- ・入札書提出期限が令和2年4月1日以降となる工事。（機械設備工事のみ）

（２）対象工事

- ・主たる工種が屋外作業である工事。
ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。
- ・電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とする事ができる。
ただし、機器等の工場製作期間並びに、工場製作工を含む工事の当該期間を工期から除くものとする。

（３）対象地域

全ての地域を対象とする。

2. 熱中症の考え方

（１）真夏日

日最高気温が30度（℃）以上の日をさす。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合とする。

（２）工期

工事着手から工事完成日までの期間をさす。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（３）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

3. 計測・真夏日率算出方法について

(1) 真夏日の計測方法

- 1) 本試行にあたっては、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。
 - ① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。
 - ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度（℃）以上の日を、真夏日とする。
 - ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上、又はWBGTが25度（℃）以上の場合、真夏日とする。
- 2) 休工日においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。
- 3) 上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(2) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。
ただし、休工日は真夏日に含めないものとする。

(3) 基準日について

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。
当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出するものとする。

(4) 真夏日率算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率} ※ 1 = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期} ※ 2$$

- ※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
- ※2 工期は工事着手から工事完成日までの期間をさす。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- ※3 工事の最終変更等にあたっては現場管理費の補正を行う必要があるが、工期末が夏期に設定されている工事については、「真夏日率」の算出に必要な「工期」の工事完成日は、契約変更手続き期間等を踏まえ受発注者協議により定めるものとする。

4. 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} ※ 3 = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※ 4$$

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times \left((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数} ※ 5) + \text{補正値} ※ 6 \right)$$

※ 3 補正値 (%) は小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

※ 4 真夏日補正係数：1. 2

※ 5 土木工事積算基準書における「地域補正の補正係数」をさす。

※ 6 土木工事積算基準書における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」をさす。「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高 2 % とする。

以上